

「私設取引システムにおける電子記録移転  
権利等の取引等に関する規則」の一部改正  
(案)に関するパブリックコメントの募集  
について

---

2024年11月20日



JSTOA

一般社団法人

日本STO協会

Japan Security Token Offering Association

# 1. 検討の経緯について

- 「金融審議会『市場制度ワーキング・グループ』・『資産運用に関するタスクフォース』報告書」において、非上場有価証券のみを扱う PTS 業務の参入要件の緩和の必要性が提言。  
(2023年12月)
- 2024年5月15日に成立した改正金商法※において、流動性の低い非上場有価証券のみを取り扱い、かつ、取引規模が限定的であるPTS運営業務については、その業務を行うに当たっての認可を要さないこととし、第一種金融商品取引業の登録により行える登録PTS制度が創設。

※登録PTS制度に関する施行は改正金商法公布から半年以内

## 日証協・日本STO協会「非上場有価証券等のPTS取引に関する検討会」

認可PTS運営業務等を行う場合に遵守すべき事項を定めた「私設取引システムにおける電子記録移転権利等の取引等に関する規則」について、登録PTS制度に対応した見直しを検討

## 以下の規則の一部改正を実施

- 私設取引システムにおける電子記録移転権利等の取引等に関する規則

# 【参考】市場制度ワーキング・グループ』・『資産運用に関するタスクフォース』報告書 (抜粋) (2023年12月12日)

## VI 成長資金の供給と運用対象の多様化の実現

### 4. 非上場有価証券の取引の活性化

#### ②非上場有価証券のみを扱う PTS 業務の参入要件の緩和

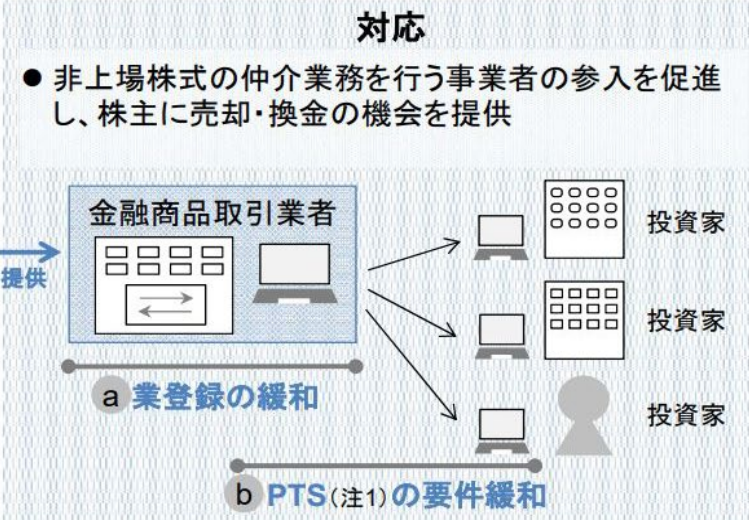
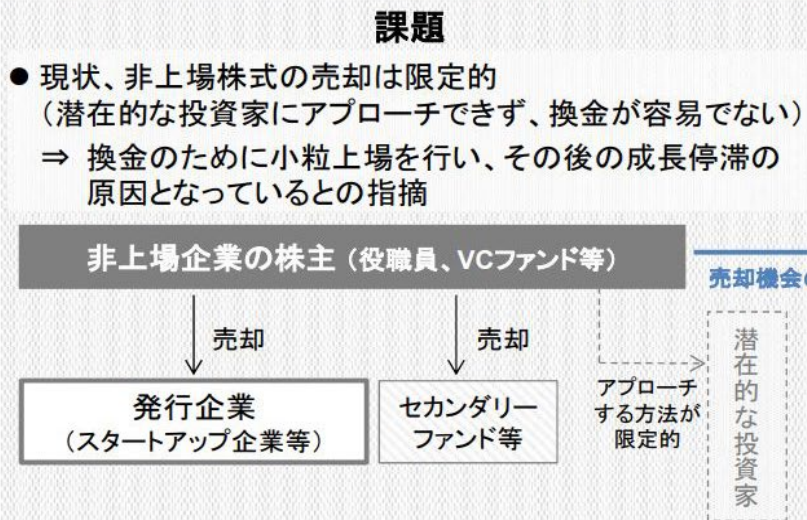
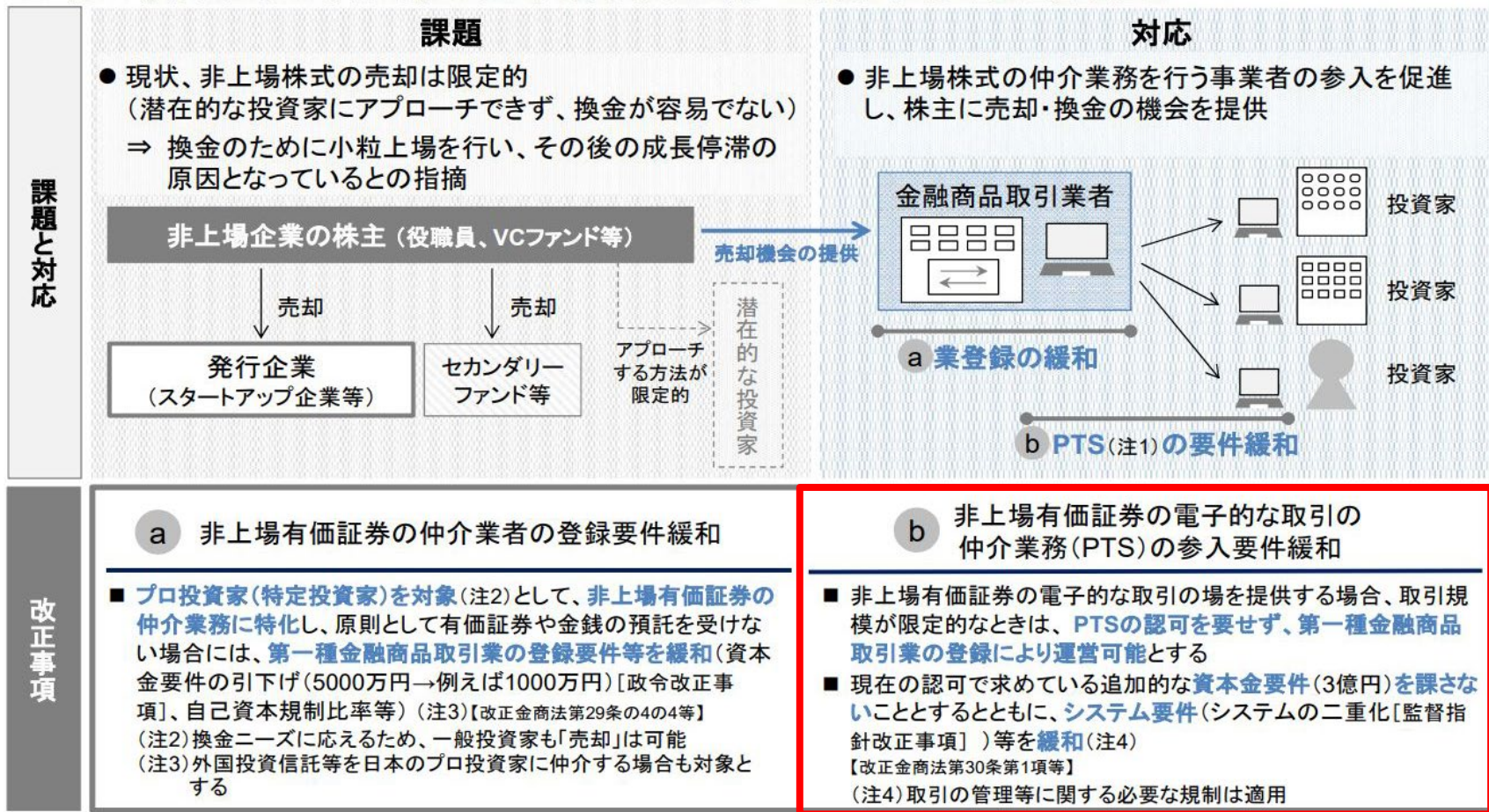
現在、第一種金融商品取引業者が運営する私設取引システム（PTS）業務については、実際に取り扱う有価証券の流動性の高低にかかわらず、主に上場有価証券等を扱うことを想定した規制となっており、認可制の下、資本金・純財産要件（3億円以上）やシステム要件（第三者評価書の添付）等が求められている。こうした規制は、小規模な取引プラットフォームで電子的に非上場有価証券のセカンダリー取引を仲介しようとする事業者にとってはハードルが高く、取引の場を提供する事業者がいないため、非上場有価証券のセカンダリー取引が活性化しない一因となっているとの指摘がある。

**そこで、非上場有価証券のセカンダリー取引の場を提供する事業者の参入を促進するため、PTS業務の規制について、想定される取引量等に応じた参入要件とすることが適当である。具体的には、非上場有価証券のみを扱う PTS であって、流動性や取引規模等が限定的なものについては、取引の管理等に関する必要な規制を適用する前提で、認可を要さず第一種金融商品取引業の登録制の下で参入可能とし、資本金や純財産要件等の財産規制やシステムに関する要件等を緩和することが考えられる。**

# 【参考】金融商品取引法及び投資信託及び投資法人に関する法律の一部を改正する法律案 説明資料（抜粋）

## 非上場有価証券の流通活性化

□ 非上場有価証券の仲介業務の参入要件を緩和し、非上場有価証券の流通を活性化



(注1)PTS(Proprietary Trading System(私設取引システム))とは、電子的技術を活用して取引の仲介サービスを提供する取引システム

# 【参考】登録PTS制度の概要（金商法）

## 認可PTS

(第30条)

金融商品取引業者は第2条第8項第10号に掲げる行為を業として行おうとするときは、内閣総理大臣の認可を受けなければならない。

## PTS認可要件

- ◆ 資本金・純資産額 3億円以上
  - ◆ 自己資本規制比率 120%以上
  - ◆ 内部管理体制 損失の危険の管理に関し、適切な体制及び規則の整備
  - ◆ 売買価格の決定方法 公益又は投資者保護のため受渡・決済の方法 必要かつ適当であること
  - ◆ 以下の業務内容及び方法が公益又は投資者保護のため必要かつ適当であること
- ・ 取引開始基準及び顧客の管理方法
  - ・ 電子情報処理組織の概要、設置場所、容量及び保守の方法並びに当該電子情報処理組織に異常が発生した場合の対処方法
  - ・ 顧客である金商業者における有価証券の売買の受託についての信用の供与に関する事項
  - ・ 取引記録の作成及び保存の方法 等

## 登録PTS

(第30条)

同左

(新設)

ただし、当該行為を次に掲げる有価証券のみについて行う場合であつて、当該行為に係る有価証券の売買高の合計額が、当該行為を安定的に行うことが困難となつた場合であつても多数の者に影響が及ぼすおそれが少ないと認められる基準として政令で定める基準（現在パブリックコメント中の案：四半期当たり600億円）以下のときは、この限りでない。

## 対象となる有価証券

- ①～④の非上場有価証券※1のみを扱い、売買高の合計額が政令で定める基準以下の場合 ※1 電子記録移転有価証券表示権利等を含む
- ① 株券・新株予約権証券（店頭売買有価証券その他政令で定める有価証券を除く）
  - ② 受益証券発行信託の受益証券（店頭売買有価証券その他政令で定める有価証券を除く）
  - ③ 上記有価証券に表示されるべき権利
  - ④ PTS業務を安定的に行うことが困難となつた場合であつても多数の者に影響を及ぼすおそれが少ないと認められる有価証券として政令で定めるもの（現在パブリックコメント中の案：社債、投資信託受益証券、投資証券信託受益権、匿名組合出資持分、LPS等）

認可で求められる資本金要件（3億円）は課されず、また、システム要件（システムの二重化〔監督指針改正事項〕）等を緩和※2のうえ、**第一種金融商品取引業の登録でPTS業務が可能**

※2 取引の管理等に関する必要な規制は適用（監督指針改正事項）

## 2. 「私設取引システムにおける電子記録移転権利等の取引等に関する規則」の一部改正について

### (1) 登録PTSに係る自主規制の基本的な考え方

◆ 現在の非上場PTS規則における認可PTSに係る規定について、登録PTSへの適用の可否を検討する。ただし、登録PTS運営業務は、流動性の低い非上場有価証券のみを取り扱い、かつ、取引規模が限定的なため、PTSの認可を要せず、第一種金融商品引業の登録により運営可能とするという制度趣旨を踏まえ、発行会社や登録PTS業者に対して過度な負担とならないよう留意する。

➤ 登録PTSにおける取引態様は、他の証券会社の顧客の注文を受託する「取次型」と自社と自社顧客又は自社顧客同士でのみ取引（店頭取引に類似）を行う「自社顧客型」が想定される。「取次型」と「自社顧客型」では想定される流動性や顧客の広がり異なることを踏まえ、取引態様を「**取次型**」と「**自社顧客型**」に分けてルール整備する。

例：自社顧客型登録PTSについては、自社顧客と間での完結する取引形態であることを踏まえ、公表を求めている事項について、個々の顧客への情報提供や説明の方法も認める。

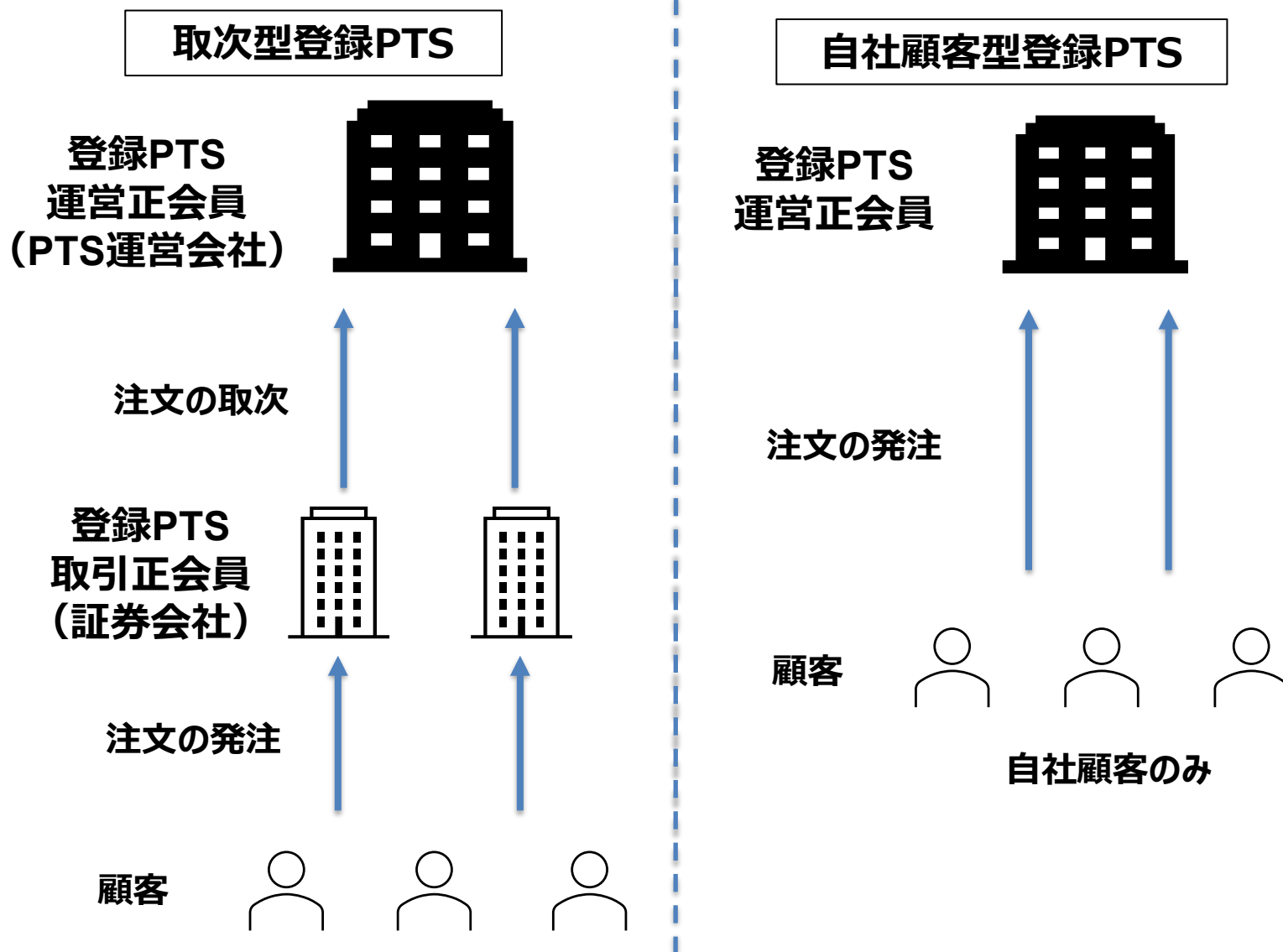
➤ 「自社顧客型」については、開示が行われている公募銘柄と私募銘柄を必要に応じて区分したルールとする。

例：公募銘柄については、臨時報告書の提出義務があることを踏まえ、規則において適時の情報提供を求めない。なお、私募銘柄の適時の情報提供項目については、取引形態を踏まえた項目とする。

➤ その他、所要の改正を行う。

例：PTS運営会員による顧客との情報格差を利用した不公正な取引を防止する観点から、PTS運営会員（認可、登録ともに）がPTS銘柄について顧客と直接取引を行う場合に取引公正性確保義務を課す。

# 【参考】登録PTSにおける取引スキーム概念図



## 2. 「私設取引システムにおける電子記録移転権利等の取引等に関する規則」の一部改正について

### (2) 規則の概要①

#### 認可PTS銘柄

⇒電子記録移転権利のうち、正会員が自ら開設する認可PTSにおける取引の対象とするもの

・電子記録移転権利

#### 登録PTS銘柄

⇒電子記録移転権利等のうち、金商法第30条第1項第4号に掲げる有価証券（その他政令で定めるもの（現在パブリックコメント中の案：信託受益権、匿名組合出資持分、LPS等））であって、登録PTSにおける取引の対象とするもの

・電子記録移転権利  
・適用除外電子記録移転権利（自社顧客型のみ）

#### 認可PTS運営正会員

⇒私設取引システム運営業務の認可を受けて、認可PTS運営業務を行う正会員。

- 社内規則の制定
- 業務内容の公表
- 認可PTS銘柄の適正性審査
- 発行体との契約締結
- 発行体による適時の情報提供
- 価格情報の公表等
- 売買審査の実施
- 売買停止措置
- 上場有価証券との誤認防止措置
- 取引公正性の確保（新設）

#### 登録PTS運営正会員

⇒自ら開設する登録PTSにおいて登録PTS銘柄取引又はその媒介等を行う業務を行う正会員。

- 社内規則の制定
- 業務内容の公表等
- 登録PTS銘柄の適正性審査
- 発行体との契約締結※
- 発行体による適時の情報提供※
- 価格情報の公表等
- 売買審査の実施
- 売買停止措置
- 上場有価証券等との誤認防止措置
- 取引公正性の確保（新設）

※自社顧客型登録PTSにおいて公募銘柄を取り扱う場合を除く



## 2. 「私設取引システムにおける電子記録移転権利等の取引等に関する規則」の一部改正について

### (2) 規則の概要②

#### 認可PTS取引正会員

⇒他の正会員の開設する私設取引システムにおいて認可PTS銘柄取引若しくはその媒介等を行う業務又は当該媒介等の委託の取次ぎを行う業務を行う正会員

- 認可PTS運営正会員が社内規則で定める事項の遵守
- 価格情報の提供
- 不公正取引等の防止
- 上場有価証券との誤認防止措置

#### 登録PTS取引正会員

⇒他の正会員の開設する登録PTSにおいて登録PTS銘柄取引若しくはその媒介等を行う業務又は当該媒介等の委託の取次ぎを行う業務を行う正会員

- 登録PTS運営正会員が社内規則で定める事項の遵守
- 価格情報の提供
- 不公正取引等の防止
- 上場有価証券等との誤認防止措置

#### その他

- 認可PTS運営正会員及び登録PTS運営正会員に対する準用  
(認可PTS取引正会員又は登録PTS取引正会員による媒介等が行われない取引を行う場合)

\*登録PTSに係る各社の運用にあたって必要な事項については、ガイドラインに記載予定

## 2. 「私設取引システムにおける電子記録移転権利等の取引等に関する規則」の一部改正について

### (3) 規則の改正内容

#### ○定義（第2条）

【主な用語定義について】

(参考) 認可PTS		登録PTS	
認可PTS運営業務を行う正会員 = <b>認可PTS運営正会員</b>	認可PTS取引業務を行う正会員 = <b>認可PTS取引正会員</b>	登録PTS運営業務を行う正会員 = <b>登録PTS運営正会員</b>	登録PTS取引業務を行う正会員 = <b>登録PTS取引正会員</b>
自ら開設するPTSにおいて認可PTS銘柄取引やその媒介等を行う = <b>認可PTS運営業務</b>	他の会員が開設するPTSにおいて認可PTS銘柄取引やその媒介等を行う = <b>認可PTS取引業務</b>	自ら開設する登録PTSにおいて登録PTS銘柄取引やその媒介等を行う = <b>登録PTS運営業務</b>  登録PTS取引正会員の顧客又は登録PTS取引正会員の顧客及び登録PTS運営正会員の顧客を対象として行う = <b>取次型登録PTS運営業務</b>  登録PTS運営正会員の顧客のみを対象として行う = <b>自社顧客型登録PTS運営業務</b>	他の正会員が開設する登録PTSにおいて登録PTS銘柄取引やその媒介等を行う = <b>登録PTS取引業務</b>
PTS銘柄の認可PTSでの取引 = <b>認可PTS銘柄取引</b>  <b>認可PTS銘柄</b> ・ 電子記録移転権利		登録PTS銘柄の登録PTSでの取引 = <b>登録PTS銘柄取引</b>  <b>登録PTS銘柄</b> ・ 電子記録移転権利及び適用除外電子記録移転権利のうち、金商法第30条第1項第4号に掲げる有価証券であって、登録PTSにおける取引の対象とするもの	

## 2. 「私設取引システムにおける電子記録移転権利等の取引等に関する規則」の一部改正について

### (3) 規則の改正内容

#### ○社内規則に制定すべき事項（第4条の2）

- ◆ PTS運営会員による取扱銘柄の適正性審査や取扱廃止基準等について定めた社内規則の制定

（参考）認可PTS	取次型登録PTS	自社顧客型登録PTS
認可PTS銘柄の適正性の審査	登録PTS銘柄の適正性の審査	
認可PTS銘柄の取扱廃止基準	登録PTS銘柄の取扱廃止基準	
発行体との契約	発行体との契約	発行体との契約 （公募登録PTS銘柄を除く）（注1）
適時の情報提供	適時の情報提供	適時の情報提供 （公募登録PTS銘柄を除く）（注1）
売買審査の実施	売買審査の実施	
価格情報の公表等	価格情報の公表等	価格情報の提供等（注2）
発行体への措置及び認可PTS銘柄の 売買停止措置等	発行体への措置及び登録PTS銘柄の 売買停止措置等	・発行体への措置 （公募登録PTS銘柄を除く） ・登録PTS銘柄の売買停止措置等に関する事項
受渡決済	受渡決済	
上場有価証券との誤認防止措置	上場有価証券及び認可PTS銘柄との誤認防止措置	
認可PTS取引正会員に遵守させるべき 事項	登録PTS取引正会員に遵守させるべき 事項	

（注1）自社顧客型登録PTSにおける公募登録PTS銘柄については、臨時報告書に加え、発行体に適時の情報提供義務を課することは過重であると考えられるため、適時の情報提供義務に関する発行体との契約締結及び適時の情報提供は不要とすることとした。

（注2）自社顧客型登録PTSにおいては、自社顧客との間で完結する取引形態であることを踏まえ、価格情報を顧客に対して提供する方法とする。

## 2. 「私設取引システムにおける電子記録移転権利等の取引等に関する規則」の一部改正について

### (3) 規則の改正内容

#### ○業務内容の公表等(第5条)

##### ◆ PTS運営会員による取引ルール、適正性審査の方法、審査基準等の公表

(参考) 認可PTS	取次型登録PTS	自社顧客型登録PTS
認可PTS運営業務の内容を自社のウェブサイトに掲載する等の方法により公表	登録PTS運営業務の内容を自社のウェブサイトに掲載する等の方法により公表	登録PTS運営業務の内容を自社のウェブサイトに掲載する等の方法により公表 又は顧客に説明 (注)

(注) 自社顧客型登録PTSにおいては、自社顧客との間で完結する取引形態であることを踏まえ、ウェブサイトに掲載する方法のほか、顧客への説明による方法を認める。

## 2. 「私設取引システムにおける電子記録移転権利等の取引等に関する規則」の一部改正について

### (3) 規則の改正内容

#### ○商品の適正性審査（第6条の2）

##### ◆ PTS運営正会員による取扱銘柄の適正性審査の審査項目を規定

登録PTS運営会員が有価証券を新たに登録PTS銘柄に追加する場合に、当該有価証券の適正性について審査しなければならない事項

(参考) 認可PTS	取次型登録PTS	自社顧客型登録PTS
発行体が有価証券報告書を提出又は発行者情報を提供若しくは公表しなければならない者であること	非適用：登録PTSでは発行体が有価証券報告書等の提出者であることを要しないため	
資産の流動化のスキームの合理性、適切性	資産の流動化のスキームの合理性、適切性	
発行体及び運用会社等におけるコーポレート・ガバナンス及び内部管理体制の状況	発行体及び運用会社等におけるコーポレート・ガバナンス及び内部管理体制の状況	
受益者等と発行体及び運用会社等との間における利益相反状況	受益者等と発行体及び運用会社等との間における利益相反状況	
発行体及び運用会社等の財務状況	発行体及び運用会社等の財務状況	
発行体及び運用会社等における有価証券報告書の提出又は発行者情報の公表及び適時の情報提供を適正に行うための態勢整備の状況	発行体及び運用会社等における有価証券報告書の提出を適正に行うための態勢整備の状況（有価証券報告書の提出会社に限る）	
	発行体及び運用会社等における適時の情報提供を適正に行うための態勢整備の状況	発行体及び運用会社等における適時の情報提供を適正に行うための態勢整備の状況（公募登録PTS銘柄を除く）
発行体及び運用会社等が反社会的勢力との関係を有しないこと	発行体及び運用会社等が反社会的勢力との関係を有しないこと	
当該電子記録移転権利の権利移転等に関する事項	当該登録PTS銘柄の権利移転等に関する事項	
その他投資者保護の観点から認可PTS運営正会員が必要と認める事項	その他投資者保護の観点から登録PTS運営正会員が必要と認める事項	

## 2. 「私設取引システムにおける電子記録移転権利等の取引等に関する規則」の一部改正について

### (3) 規則の改正内容

#### ○発行体との契約締結（第7条）

- ◆ 登録PTS運営会員による発行体との適時の情報提供等に関する契約締結

登録PTS運営正会員が電子記録移転権利等を新たに登録PTS銘柄に追加する場合に、当該電子記録移転権利等の発行体との間で契約しなければならない事項

(参考) 認可PTS	取次型登録PTS	自社顧客型登録PTS (公募登録PTS銘柄を除く 注1)
発行体による認可PTS運営正会員への適時の情報提供	発行体による登録PTS運営正会員への適時の情報提供	
発行体等（運用会社等を含む）のウェブサイト等における適時の情報提供の情報内容の公表	発行体等（運用会社等を含む）のウェブサイト等における適時の情報提供の情報内容の公表	発行体等（運用会社等を含む）のウェブサイト等における適時の情報提供の情報内容の公表又は顧客への情報提供（注2）
発行体による認可PTS運営正会員への適時の情報提供が実施されない場合及び提供された情報の内容が不適切な場合の措置	発行体による登録PTS運営正会員への適時の情報提供が実施されない場合及び提供された情報の内容が不適切な場合の措置	
発行体による認可PTS運営正会員への適時の情報提供に必要な情報の保有主体が発行体以外の者（運用会社等）の場合、当該発行体以外の者の協力を得る旨	発行体による登録PTS運営正会員への適時の情報提供に必要な情報の保有主体が発行体以外の者（運用会社等）の場合、当該発行体以外の者の協力を得る旨	
上記の他、認可PTS運営正会員の定める規則を遵守する旨	上記の他、登録PTS運営正会員の定める規則を遵守する旨	

（注1）自社顧客型登録PTSにおける公募登録PTS銘柄については、臨時報告書が提出されることから、発行体に適時の情報提供義務を課すことは過重であると考えられるため、不要とすることとした（第8条の2）。本条は発行体との適時の情報提供義務に関する契約の締結を課すものであるため、適用対象外とする。

（注2）自社顧客型登録PTSにおいては、自社顧客との間で完結する取引形態であることを踏まえ、公表のほか、顧客への情報提供による方法を認める。

## 2. 「私設取引システムにおける電子記録移転権利等の取引等に関する規則」の一部改正について

### (3) 規則の改正内容

#### ○発行による適時の情報提供（第8条の2）

- ◆ 発行体との契約による適時の情報提供の項目及びPTS運営正会員による公衆縦覧の方法等を規定

発行体が登録PTS運営正会員へ適時の情報提供をすべき事項		
(参考) 認可PTS	取次型登録PTS	自社顧客型登録PTS (公募登録PTS銘柄を除く)
トークン化有価証券について、臨時報告の提出が必要な場合	登録PTS銘柄について、臨時報告書の提出が必要な場合	(私募は臨時報告書の提出なし)
特定投資家向け有価証券について、公表した特定証券情報等の記載内容について訂正があった場合	登録PTS銘柄について、公表した特定証券情報等の記載内容について、訂正があった場合	登録PTS銘柄について、公表等を行った特定証券情報等の記載内容について、訂正があった場合
投資判断に重要な影響を及ぼす事実の決定・発生があった場合（上記に該当する場合を除く）	投資判断に重要な影響を及ぼす事実の決定・発生があった場合（上記に該当する場合を除く）	
上記の他、認可PTS運営正会員が必要と認める場合	上記の他、登録PTS運営正会員が必要と認める場合	
(参考) 認可PTS	取次型登録PTS	自社顧客型登録PTS (公募登録PTS銘柄を除く)
適時の情報提供の公衆縦覧義務	適時の情報提供の公衆縦覧義務	適時の情報提供の公衆縦覧又は顧客への情報提供義務（注）
公衆縦覧に供した情報の内容の適正性確保	公衆縦覧に供した情報の内容の適正性確保	
（注）自社顧客型登録PTSにおいては、自社顧客との間で完結する取引形態であることを踏まえ、公衆縦覧のほか、顧客への情報提供による方法を認める。		

## 2. 「私設取引システムにおける電子記録移転権利等の取引等に関する規則」の一部改正について

### (3) 規則の改正内容

#### ○価格情報の公表等（第9条の2）

- ◆ PTS運営正会員による毎営業日の約定価格等の公表及びPTS取引正会員等による顧客等の要請に応じた価格の提示

（参考）認可PTS	取次型登録PTS	自社顧客型登録PTS	
<ul style="list-style-type: none"> <li>価格情報の公表</li> <li>認可PTS取引正会員への約定価格等提供のための態勢整備</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>価格情報の公表</li> <li>登録PTS取引正会員への約定価格等提供のための態勢整備義務</li> </ul>	<table border="1"> <tr> <td>価格情報の公表は不要（注）</td> </tr> </table> <ul style="list-style-type: none"> <li>顧客への約定価格等提供のための態勢整備義務</li> </ul>	価格情報の公表は不要（注）
価格情報の公表は不要（注）			
<p>（注）自社顧客型登録PTSにおいては、自社顧客との間で完結する取引形態であることを踏まえ、価格情報を顧客に対して提供することし、公表は不要とした。</p>			

#### ○不公正取引等の防止（第10条）

- ◆ PTS取引正会員による過当売買や仮装売買等の不公正な取引を防止する態勢整備

（参考）認可PTS	取次型登録PTS	自社顧客型登録PTS
不公正取引等を防止する態勢を整備	不公正取引等を防止する態勢を整備	非適用：登録PTS取引正会員（他の正会員）による取引は行われなため

#### ○売買審査の実施（第11条）

- ◆ PTS運営正会員による社内規則に基づく売買審査の実施及びPTS取引正会員等への適切な措置

（参考）認可PTS	取次型登録PTS	自社顧客型登録PTS
社内規則に基づく適切な売買審査の実施	社内規則に基づく適切な売買審査の実施	
売買審査の結果、不公正取引に該当するおそれがあると認識した場合等の認可PTS取引正会員への注意喚起等の措置	売買審査の結果、不公正取引に該当するおそれがあると認識した場合等の登録PTS取引正会員への注意喚起等の措置	売買審査の結果、不公正取引に該当するおそれがあると認識した場合等の社内規則に基づく措置



## 2. 「私設取引システムにおける電子記録移転権利等の取引等に関する規則」の一部改正について

### (3) 規則の改正内容

#### ○売買停止措置（第12条）

- ◆ PTS運営会員によるシステム稼働に支障が生じた場合等における適切な売買停止措置の実施

(参考) 認可PTS	取次型登録PTS	自社顧客型登録PTS
社内規則に基づく適切な売買停止措置の実施	社内規則に基づく適切な売買停止措置の実施	

#### ○上場有価証券等との誤認防止措置（第13条）

- ◆ PTS運営会員及びPTS取引正会員によるPTS取引銘柄が上場有価証券等と異なることの周知

(参考) 認可PTS	取次型登録PTS	自社顧客型登録PTS
認可PTS銘柄が上場有価証券でないこと の自社のウェブサイト上における明示	登録PTS銘柄が上場有価証券及び認可PTS銘柄 ではないこと の自社のウェブサイト上における明示	登録PTS銘柄が上場有価証券及び認可PTS銘柄 ではないこと の自社のウェブサイト上における明示 又は顧客への説明 (注)
認可PTS取引正会員による、認可PTS 銘柄が上場有価証券ではないこと についての顧客への説明	登録PTS取引正会員による、登録PTS 銘柄が上場有価証券及び認可PTS銘柄 ではないこと についての顧客への説明	非適用：登録PTS取引正会員による 取引は行われないため

(注) 自社顧客型登録PTSにおいては、自社顧客との間で完結する取引形態であることを踏まえ、ウェブサイトへの明示の方法のほか、顧客への説明の方法を認める。

## 2. 「私設取引システムにおける電子記録移転権利等の取引等に関する規則」の一部改正について

### (3) 規則の改正内容

#### ○取引公正性の確保（第14条）（新設）

顧客と直接取引する場合の適正価格による取引公正性確保について定める。

(参考) 認可PTS	取次型登録PTS	自社顧客型登録PTS
顧客との間で売買を行う場合、合理的な方法で算出された時価を基準として適正な価格により取引を行う	顧客との間で売買を行う場合、合理的な方法で算出された時価を基準として適正な価格により取引を行う	

#### ○登録PTS運営正会員に対する準用（第15条）

- PTS運営会員と顧客との直接取引における規定の読替

## 【参考】金商法におけるPTS業務の定義

### ◆ 金商法第2条第8項10号

有価証券の売買又はその媒介、取次ぎ若しくは代理であつて、電子情報処理組織を使用して、同時に多数の者を一方の当事者又は各当事者として次に掲げる売買価格の決定方法又はこれに類似する方法により行うもの（取り扱う有価証券の種類等に照らして取引所金融商品市場又は店頭売買有価証券市場（第六十七条第二項に規定する店頭売買有価証券市場をいう。）以外において行うことが投資者保護のため適当でないと認められるものとして政令で定めるものを除く。）

イ 競売の方法（有価証券の売買高が政令で定める基準を超えない場合に限る。）

ロ 金融商品取引所に上場されている有価証券について、当該金融商品取引所が開設する取引所金融商品市場における当該有価証券の売買価格を用いる方法

ハ 第六十七条の十一第一項の規定により登録を受けた有価証券について、当該登録を行う認可金融商品取引業協会が公表する当該有価証券の売買価格を用いる方法

ニ 顧客の間の交渉に基づく価格を用いる方法

ホ イからニまでに掲げるもののほか、**内閣府令**で定める方法



### 金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令

（私設取引システム運営業務の売買価格の決定方法）

第十七条法 第二条第八項第十号ホに規定する内閣府令で定める方法は、次に掲げる方法とする。

一 顧客の提示した指値が、取引の相手方となる他の顧客の提示した指値と一致する場合に、当該顧客の提示した指値を用いる方法

二 金融商品取引業者が、同一の銘柄に対し自己又は他の金融商品取引業者等の複数の売付け及び買付けの気配を提示し、当該複数の売付け及び買付けの気配に基づく価格を用いる方法（複数の金融商品取引業者等が恒常的に売付け及び買付けの気配を提示し、かつ当該売付け及び買付けの気配に基づき売買を行う義務を負うものを除く。）

